

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、(以下「この法人」という。)定款第13条、第15条第1項第2号及び第29条第1項から第2項に基づき、次条に定める役員等の報酬について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で用いる「役員」とは、以下のとおりとし、評議員と併せて「役員等」という。

- (1) 定款第23条第1項第1号に定める理事
- (2) 定款第23条第1項第2号に定める監事

2 この規程で用いる「報酬」とは、役員等に対し、職務遂行の対価の対価として支払う、以下のものとする。

- (1) 報酬、賞与その他の財産上の利益
- (2) 退職慰労金

3 この規程で用いる「費用」とは、定款第13条及び第29条第2項に基づく職務を行うために必要な費用をいい、具体的には、交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)および手数料等の経費をいう。

(評議員の報酬)

第3条 この法人は、定款第13条に基づき、評議員には前条の報酬は支給しない。

(役員等の報酬)

第4条 この法人は、定款第29条第1項に基づき、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(役員等の費用)

第5条 定款第13条第2項及び定款第29条第2項に基づき、役員等がその職務を行うために必要な費用を負担した場合は、当該各号に定める基準により、費用を弁償する。

- (1) 交通費 支給しない
- (2) 通勤手当 給与規程に準ずる
- (3) 旅費 必要に応じた旅費の実費相当額
- (4) 手数料 必要に応じた手数料の実費相当額

(費用の弁償の方法)

第6条 前条により費用を支払う場合は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。支払い手段は現金又は金融機関の口座への振込によるものとする。

ぐんま未来基金規程

(委任)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項については、代表理事が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

この規程は、令和6年9月24日より施行する。